

再下請負通知書

直近上位 ○○建設株式会社
注文者名 現場代理人 受注 次郎

【報告下請負業者】

住所 前橋市○○町○-◎

会社名・事業者ID □□工業株式会社

代表者名 下請 一郎

元請名称・事業者ID ○○建設株式会社

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容	防災・安全交付金(道路)道路改良工事(○○第1号) (土木一式 土工1,000m ³ 、側溝工500m、境界工300m)				
工期	自 令和○年 6月 10日	注文者との契約日	令和○年 6月 1日		
契約金額	36,000,000円	【チェック】 ■法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出した。 ■法定福利費金額が契約書又は契約内訳に明示されている。 (上記法定福利費額 500,000円) □左記の契約金額には法定福利費相当額が含まれている。			
	うち法定福利費 500,000円				
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日		
	土木、どび・土工事業	大臣(特定)知事 一般 第88888号	平成○年 5月 6日		
健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	労災保険	
	加入・未加入・適用除外	加入・未加入・適用除外	加入・未加入・適用除外	加入・未加入・適用除外	
	事業所整理記号等 (HP確認)	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	労働災害補償保険
元請	○○工業株式会社	△△△△	□□□□	○△▽□	
下請	同上	同上	同上	同上	
監督員名	下請 五郎		安全衛生責任者名	下請 五郎	
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり		安全衛生推進者名	福 一郎	
現場代理人名	下請 五郎		雇用管理責任者名	下請 次郎	
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり		※専門技術者名		
※主任技術者名	専任 下請 五郎		資格内容		
	非専任 下請 五郎				
資格内容	1級土木施工管理技士		担当工事内容		
一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有(無)	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有(無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有(無)

・ 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄の第一号に掲げる活動を行う者(外国人建設就労者)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

・ 出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(外国人建設就労者)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

・ 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

- ・ 再下請負通知書を作成又は変更した日付を記入する。特に、再下請負契約との日付の整合に留意のこと。
- ・ 再下請負通知人が請負った建設工事の注文者の商号名称、現場代理人名(所長名)を記入する。
- ・ 再下請負通知人の住所、商号名称、代表者名を記入する。
- ・ 再下請負通知人が請負った建設工事の元請の商号名称を記入する。(再下請負通知人が一次下請の場合は、直近上位の注文者名と同じ名称となる。)
- ・ 再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称及びその具体的な工事内容を記入する。
- ・ 再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工期、契約日を記入する。工期変更が生じた場合は速やかに変更する。
- ・ 建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。(許可内容が契約工事内容と一致すること)
- ・ 建設業許可を保有していない場合は斜線で消すこと。ただし、無許可業者は、500万円未満の工事(建築一式では1,500万円未満)の施工。
- ・ 契約金額の確認日については、契約を行う事前の段階で確認を行った日でも問題ありません。
- ・ 法定福利費については、工事の直接的な作業に従事する現場作業員(元請、下請共)に係る法定福利費の事業主負担分を計算してください。法定福利費の対象は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料(労働災害補償保険を除く)です。通常の法定福利費は、各社の年間の賃金総額に、社会保険の法定保険料率を乗じて算出するため、工事ごとに積算することは非常に困難です。このことから、工事費内訳明細書に記載する法定福利費は、各工事に計上されている労務費を賃金とみなして計算しています。下請からの見積書に法定福利費が記載されている場合は、それを使用して算出することも可能です。
- 例) ○○工事の法定福利費 = 下請A社見積りに記載の法定福利費 + 下請B社見積りに記載の法定福利費 + ……
- ・ 工事価格に含まれる法定福利費は、消費税の対象となるため、請負代金内訳書には、税込の金額を記載してください。
- ・ チェックの欄は、必ず法定福利費の内訳を確認して該当する項目に✓点を記入してください。
- ・ 建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。(許可内容が契約工事内容と一致すること)
- ・ 建設業許可を保有していない場合は斜線で消すこと。ただし、無許可業者は、500万円未満の工事(建築一式では1,500万円未満)しか施工できない。
- ・ 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- ・ 事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。なお、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。
- ・ 労働災害補償保険は、平成31年4月1日より一括期届が廃止されたことに伴い施工体制台帳等に労働保険番号を記入する。また、下請契約を結んだ一人親方、個人事業主等の方は、特別加入制度を利用し労災保険の特別加入に努めてください。
- ・ 元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は、下請契約欄に「同上」と記載する。
- ・ 監督員名：再下請負人を監督するために再下請負通知人が監督員を置く場合に記入する。その権限が現場代理人に委任されている場合は「現場代理人名」を記載する。
- ・ 現場代理人：下請負工事を請負った会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載する。
- ・ 主任技術者：建設業の許可を有する請負人は技術者を配置しなければならない。請負金額3,500万円以上で専任配置。
- ・ 安全衛生責任者：当該場所の労働者数が常時50人以上(すい道、橋梁、圧気工法は常時30人以上)であり、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者を選任しなくてはならない。(労働安全衛生法第16条)
- ・ 安全衛生推進者：安全衛生管理体制を明確にし、安全衛生水準の向上を図るため、50人以上では安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられ、安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない10人以上50人未満(常時使用する労働者数)の小規模事業場においては、安全衛生推進者の選任が義務付けられている。(労働安全衛生法第12条の2)
- ・ 雇用管理責任者：事業主は、建設事業を行う事業場ごとに「雇用管理責任者」を選任し、建設労働者の雇用管理を行うことが求められている。資格は、法令上特に必要はないが、建設労働者の雇用管理について責任を持つ立場にあるため、企業内においてある程度の地位にあり、雇用管理に関する相当の実務経験のある方が望ましい。(建設労働者雇用改善法第5条)
- ・ 専門技術者：主任技術者とは別の技術者である。請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事があり、直接施工する場合(大工工事のみの許可を受けている下請会社が、付帯する足場組み立てを行う場合等)に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、そのものの氏名を記載する(建設業法第26条の2)。一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について、次のとおり報告いたします。

再下請通知書解説

再下請関係

会社名・事業者ID	有限会社 △△工務店	代表者名	有限 剛
住所・電話番号	〒371-0000 前橋市〇〇町□□番地 (☎027-0000-)		
工事名称及び工事内容	防災・安全交付金（道路）道路改良工事（〇〇第1号）型枠工事		
工期	自 令和〇年 7月10日 至 令和〇年12月10日	契約日	令和〇年6月5日
契約金額	500,000円 (税込み)	【チェック】 ■法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出があった。 ■法定福利費金額が契約書又は契約内訳に明示されている。 (上記法定福利費額 50,000円)	
	うち法定福利費 50,000円	□左記の契約金額には法定福利費相当額が含まれている。	
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	大工 工事業	大臣 特定 知事 一般 第 99999 号	平成〇〇年4月2日
健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 未加入・適用除外	加入 未加入・適用除外	加入 未加入・適用除外
現場代理人名	有限 清	安全衛生責任者名	有限 清
		安全衛生推進者名	有限 清
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	雇用管理責任者名	有限 次男
		※ 専門技術者名	
※主任技術者名	専任 有限 清	資格内容	
	非専任	担当工事内容	
資格内容	法第7条第2号ロ該当 実務経験10年以上		
一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有(無)	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有(無)
		外国人技能実習生の従事状況(有無)	有(無)

- 再下請負通知人の住所、商号名称、代表者名を記入する。
- 再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称及びその具体的な工事内容を記入する。
- 再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工期、契約日を記入する。工期変更が生じた場合は速やかに変更する。

- 法定福利費については、工事の直接的な作業に従事する現場作業員（元請、下請共）に係る法定福利費の事業主負担分を計算してください。法定福利費の対象は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料（労働災害補償保険を除く）です。通常の法定福利費は、各社の年間の賃金総額に、社会保険の法定保険料率を乗じて算出するため、工事ごとに積算することは非常に困難です。このことから、工事費内訳明細書に記載する法定福利費は、各工事に計上されている労務費を賃金とみなして計算しています。下請からの見積書に法定福利費が記載されている場合は、それを使用して算出することも可能です。
例) 〇〇工事の法定福利費＝下請A社見積に記載の法定福利費+下請B社見積もりに記載の法定福利費 + ……
- 工事価格に含まれる法定福利費は、消費税の対象となるため、請負代金内訳書には、税込の金額を記載してください。
- チェックの欄は、必ず法定福利費の内訳を確認して該当する項目に✓点を記入してください。

- 建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。（許可内容が契約工事内容と一致すること）
- 建設業許可を保有していない場合は斜線で消すこと。ただし、無許可業者は、500万円未満の工事（建築一式では1,500万円未満）の施工。

- 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- 事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を、一括承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。なお、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。
- 労働災害補償保険 は、平成31年4月1日より一括有期届が廃止されたことに伴い施工体制台帳等に労働保険番号を記入する。また、下請契約を結んだ一人親方、個人事業主等の方は、特別加入制度を利用し労災保険の特別加入に努めてください。
- 元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は、下請契約欄に「同上」と記載する。

- 監督員名：再下請負人を監督するために再下請負通知人が監督員を置く場合に記入する。その権限が現場代理人に委任されている場合は「現場代理人名」を記載する。
- 現場代理人：下請負工事を請負った会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載する。
- 主任技術者：建設業の許可を有する請負人は技術者を配置しなければならない。請負金額3,500万円以上で専任配置。
- 安全衛生責任者：当該場所の労働者数が常時50人以上（すい道、橋梁、圧気工法は常時30人以上）であり、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者を選任しなくてはならない。（労働安全衛生法第16条）
- 安全衛生推進者：安全衛生管理体制を明確にし、安全衛生水準の向上を図るため、50人以上では安全管理者及び衛生管理者の専任が義務付けられ、安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない10人以上50人未満（常時使用する労働者数）の小規模事業場においては、安全衛生推進者の選任が義務付けられている。（労働安全衛生法第12条の2）
- 雇用管理責任者：事業主は、建設事業を行う事業場ごとに「雇用管理責任者」を選任し、建設労働者の雇用管理を行うことが求められている。資格は、法令上特に必要はないが、建設労働者の雇用管理について責任を持つ立場にあるため、企業内においてある程度の地位にあり、雇用管理に関する相当の実務経験のある方が望ましい。（建設動労者雇用改善法第5条）
- 専門技術者：主任技術者とは別の技術者である。請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事があり、直接施工する場合（大工工事のみの許可を受けている一次下請会社、付帯する足場組み立てを行う場合等）に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、そのものの氏名を記載する（建設業法第26条の2）。主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。

- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄の第一号に掲げる活動を行う者（外国人建設就労者）が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（外国人建設就労者）が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

【記入要領】

- 報告下請業者は直近上位の注文者に提出すること。
- 再下請契約がある場合は《再下請契約関係》欄（当用紙の右部分）を記入するとともに、次の契約書類の写しを提出する。なお、再下請が複数ある場合は、《再下請契約関係》欄をコピーして使用する。
- 一次下請負業者は、二次下請負業者以外の業者から提出された書類とともに様式第1号に準じ下請負業者編成表を作成の上、元請に届出ること。
- この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
- 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- 元請契約の欄には元請契約に係る営業所について、下請契約の欄には下請契約に係る営業所について記載する。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載する。下請負人の営業所の名称欄には、請け負う契約に係る営業所について記載する。
- 健康保険の欄には、事業所整理番号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
- 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
- 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載する。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。
- 主任技術者の配置状況について、[専任・非専任]のいずれかに○印を付すこと。
- 専門技術者の欄には、土木・建築一式工事を施工する場合等で、その工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は、専門技術者を兼ねることができる。）複数の専門工事を施工するために、複数の専門技術者を要する場合は、適宜欄を設